



2026年4月1日から

「林野火災警報・注意報」の運用を開始します。

発令期間：1月から5月（林野火災多発期）

組合長が指定する区域内（森林法で定める国有林及び民有林）が対象となります。

林野火災注意報

発令条件：以下のいずれか

条件①長期的な乾燥

- ・前3日間の合計降水量1mm以下かつ
- ・前30日間の合計降水量30mm以下

又は

条件②短期的な乾燥

- ・前3日間の合計降水量1mm以下かつ
- ・気象庁の「乾燥注意報」発表

林野火災警報

発令条件

「注意報」の条件



気象庁の
「強風注意報」発表

警報発令中の火気使用制限等

警報発令中は以下の火の使用が制限されます。

※注意報発令中は努力義務となります。

- (1)山林、原野等において火入れをしないこと。
- (2)煙火を消費しないこと。
- (3)屋外において火遊び又はたき火をしないこと
- (4)屋外においては、可燃性の物品そのたの可燃物の付近で喫煙をしないこと。
- (5)山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれが大であると認めて組合長が指定した区域内において喫煙をしないこと。
- (6)残火（たばこの吸殻を含む。）、取灰又は火粉を始末すること。

林野火災注意報・警報発令時、「火の使用の制限」に従わなかった場合について

林野火災注意報は、警報発令の前段階に位置付けられ、罰則の伴わない努力義務を課すものとなっております。一方で、林野火災警報は、「火の使用の制限」に違反した者に対して30万円以下の罰金又は拘留に処することが消防法で定められています。

発令時には、
消防車両などでパトロール・広報
ホームページ掲載などを行います。
ご理解とご協力よろしくお願い致します。



お問い合わせ

春日・大野城・那珂川消防本部
警防課情報管理係
092-584-1191（代表）